

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

規則

○福島県特定復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例
施行規則の一部を改正する規則

規則

福島県特定復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を
改正する規則をここに公布する。

令和八年七月十七日

福島県知事 内堀雅雄

福島県規則第三十七号

福島県特定復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例施行規則
の一部を改正する規則

福島県特定復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例施行規則（平成二
十四年福島県規則第五十号）の一部を次のように改正する。

様式第一号（その一）中「特区法」を「旧復興特区法」に改め、同様式添付書類4中
「課税免除に係る」の次に「東日本大震災復興特別区域法施行規則の一部を改正する
令（令和8年復興令第3号）の規定による改正前の」を加える。
様式第一号（その二）中「特区法」を「旧復興特区法」に改め、同様式添付書類6中
「課税免除に係る」の次に「東日本大震災復興特別区域法施行規則の一部を改正する
令（令和8年復興令第3号）の規定による改正前の」を加える。
様式第一号（その三）を次のように改める。

(その3)

不動産取得税・固定資産税(大規模の償却資産)課税免除申請書									
課税免除の要件	区 分		旧復興特区法第37条第1項 旧復興特区法第39条第1項 旧復興特区法第40条第1項		事業内容①				※
	新(増)設に係る一の対象施設等を構成する減価償却資産の取得価額の合計額②						円		
	新(増)設設備に係る被災雇用者数(日々雇い入れられる者を除く。)③						人		
課税免除を受けようとする 不動産取得税 固定資産税	年度又は事業年度			年度			年 月 日から 年 月 日まで		
	土地 ④	所在地・地番		地目	面積	取 得 年月日	取得価額	建物の建設着 手年月日	
					m ²	年 月 日	円	年 月 日	
						年 月 日		年 月 日	
	家屋 ⑤	所在地・ 家屋番号	構造	用途	延 べ 床面積	取 得 年月日	取得価額	事業の用に供 した年月日	
					m ²	年 月 日	円	年 月 日	
						年 月 日		年 月 日	
						年 月 日		年 月 日	
						年 月 日		年 月 日	
	償却資産 ⑥	設備の種類			数量	取 得 年月日	取得価額	事業の用に供 した年月日	
						年 月 日	円	年 月 日	
						年 月 日		年 月 日	
	上記の県税について、福島県特定復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例第2条の規定による課税免除を受けたいので、関係書類を添えて申請します。								
年 月 日									
申請者 住所又は所在地 氏名又は名称及び代表者氏名 (この申請に係る担当者の氏名) 電話 局 番									
福島県 地方振興局長									

添付書類

- 1 付表1 固定資産明細書
- 2 見取図(課税免除の対象となる不動産が明示されているもの)
- 3 課税免除に係る東日本大震災復興特別区域法施行規則の一部を改正する庁令(令和8年復興庁令第3号)の規定による改正前の東日本大震災復興特別区域法施行規則(平成23年内閣府令第69号)第10条第3項に規定する指定書の写し
- 4 その他参考となる書類

記載上の注意

- 1 「区分」欄は、指定事業者又は指定法人に関する区分を丸で囲むこと。
- 2 ①欄は、指定書に記載された復興推進事業の内容を記載すること(例…水産食料品製造業、建築物整備事業等)。
- 3 ※印の欄は、記載しないこと。
- 4 ②欄は、付表1の取得価額の合計額を記載すること。
- 5 ③欄は、復興推進計画に定められた産業集積事業のみを実施する法人(所得税法等の一部を改正する法律(令和8年法律第12号)附則第96条の規定による改正前の東日本大震災復興特別区域法(平成23年法律第122号)第40条第1項に規定する指定法人)が、東日本大震災の被災者である事業者により雇用されていた者又は東日本大震災により被害を受けた地域内に居住していた者を特定復興産業集積区域内に所在する産業集積事業を行う事業所に雇用した雇用者の数を記載すること。
- 6 ④欄は、⑤欄の家屋及び⑥欄の償却資産の敷地について記載すること。
- 7 ⑤⑥の欄は、東日本大震災復興特別区域法(平成23年法律第122号)第2条第3項第2号イ若しくはロに掲げる事業の用に供されている(1)に掲げるものについて、又は同号イに掲げる事業に関連する開発研究の用に供されている(2)に掲げるものについて記載すること。
 - (1) 所得税法等の一部を改正する法律(令和8年法律第12号)第11条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号)第10条第1項又は第17条の2第1項に規定する機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物
 - (2) 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令(令和8年政令第102号)の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令(平成23年政令第112号)第12条の5第2項又は第17条の5第2項に規定する建物及び建物附属設備、構築物、工具、器具及び備品、機械及び装置並びにソフトウェアのうち、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令(令和8年財務省令第24号)の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則(平成23年財務省令第20号)第3条の4第1項又は第6条の4第1項に規定する減価償却資産

付表1

固定資産明細書

対象施設等			取得 年月日	減価償 却開始 年月日	取得 価額 円	帳簿 価額 円	耐用 年数	※決定価 格 円	摘要
種類	細目	数量							

記載上の注意

「対象施設等」の欄は、東日本大震災復興特別区域法(平成23年法律第122号)第2条第3項第2号イ若しくはロに掲げる事業の用に供されている(1)に掲げるものについて、又は同号イに掲げる事業に関連する開発研究の用に供されている(2)に掲げるものについて記載すること。

- (1) 所得税法等の一部を改正する法律(令和8年法律第12号)第11条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号)第10条第1項又は第17条の2第1項に規定する機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物
- (2) 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令(令和8年政令第102号)の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令(平成23年政令第112号)第12条の5第2項又は第17条の5第2項に規定する建物及び建物附属設備、構築物、工具、器具及び備品、機械及び装置並びにソフトウェアのうち、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令(令和8年財務省令第24号)の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則(平成23年財務省令第20号)第3条の4第1項又は第6条の4第1項に規定する減価償却資産

付表2

課税免除申請額の計算書				申 請 事業年度	・ ・ ・ ・ ・			
				比 率	新(増)設	年目		
区 分				税率	福 島 県 内 分	課 税 免 除 分		
					課 税 標 準 額	税 額	課 税 標 準 額	税 額
修 正 申 告 額 ①	第 一 号	所 得 金 額	年400万円以下の金額	$\frac{\quad}{100}$				
			年400万円を超え年800万円以下の金額	$\frac{\quad}{100}$				
			年800万円を超える金額又は軽減税率不適用法人の金額	$\frac{\quad}{100}$				
			計 (個 人 の 所 得 金 額)	$\frac{\quad}{\quad}$				
	第 二 号		収 入 金 額	$\frac{\quad}{100}$				
	第 三 号		所 得 金 額	$\frac{\quad}{100}$				
			収 入 金 額	$\frac{\quad}{100}$				
	合 計			$\frac{\quad}{\quad}$	$\frac{\quad}{\quad}$		$\frac{\quad}{\quad}$	
確 定 申 告 額 ②	第 一 号	所 得 金 額	年400万円以下の金額	$\frac{\quad}{100}$				
			年400万円を超え年800万円以下の金額	$\frac{\quad}{100}$				
			年800万円を超える金額又は軽減税率不適用法人の金額	$\frac{\quad}{100}$				
			計 (個 人 の 所 得 金 額)	$\frac{\quad}{\quad}$				
	第 二 号		収 入 金 額	$\frac{\quad}{100}$				
	第 三 号		所 得 金 額	$\frac{\quad}{100}$				
			収 入 金 額	$\frac{\quad}{100}$				
	合 計			$\frac{\quad}{\quad}$	$\frac{\quad}{\quad}$		$\frac{\quad}{\quad}$	
差 引 額 ③ (① ― ②)	第 一 号	所 得 金 額	年400万円以下の金額	$\frac{\quad}{100}$				
			年400万円を超え年800万円以下の金額	$\frac{\quad}{100}$				
			年800万円を超える金額又は軽減税率不適用法人の金額	$\frac{\quad}{100}$				
			計 (個 人 の 所 得 金 額)	$\frac{\quad}{\quad}$				
	第 二 号		収 入 金 額	$\frac{\quad}{100}$				
	第 三 号		所 得 金 額	$\frac{\quad}{100}$				
			収 入 金 額	$\frac{\quad}{100}$				
	合 計			$\frac{\quad}{\quad}$	$\frac{\quad}{\quad}$		$\frac{\quad}{\quad}$	

記載上の注意

- 1 この表は、付表3で算出した比率ごとに記載すること。
 - 2 「比率」欄は、該当する適用年度(1～5年度)を記載し、上記1の比率を記載すること。
 - 3 「課税免除分」の項は、福島県内分課税標準額に比率を乗じて課税免除分課税標準額(1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てること。)を算出し、これに税率を乗じて課税免除分税額を算出すること。
 - 4 「福島県内分」及び「課税免除分」の項の税額は、端数処理をしないこと。
 - 5 確定申告分について課税免除を受けようとする場合は、②の欄のみに記載すること。
 - 6 修正申告分について課税免除を受けようとする場合は、①②③の欄のすべてに記載すること。
 - 7 この申請書が個人事業税に係るものである場合には、「計(個人の所得金額)」の欄に記載すること。
-

付表3

課税免除の比率の計算書

区 分		前 期 末	年 月 日 ~ 年 月 日												分 割 基 準 計 算後の数
			月 末	月 末	月 末	月 末	月 末	月 末	月 末	月 末	月 末	月 末	月 末	月 末	
当期新(増)設設備に係る分	直接従業員者数														(ア)
	間接従業員者数														(イ)
前 期 以 前 分	新増設 年 月 ~ 年 月 日	直接従業員者数													(ウ)
		間接従業員者数													(エ)
	新増設 年 月 ~ 年 月 日	直接従業員者数													(オ)
		間接従業員者数													(カ)
前 期 以 前 分	新増設 年 月 ~ 年 月 日	直接従業員者数													(キ)
		間接従業員者数													(ク)
	新増設 年 月 ~ 年 月 日	直接従業員者数													(ケ)
		間接従業員者数													(コ)
そ の 他 の 従 業 者 数															(サ)
比	当期分	(ア)	(ウ)												新増設 年目
		(ア) + (イ) + (ウ) + (エ) + (オ)	(ア) + (イ) + (ウ) + (エ) + (オ)												(ア) + (イ) + (ウ) + (エ) + (オ)
		+ (カ) + (キ) + (ク) + (ケ) + (コ) + (サ)	+ (カ) + (キ) + (ク) + (ケ) + (コ) + (サ)												+ (カ) + (キ) + (ク) + (ケ) + (コ) + (サ)
率	新増設 年目	(キ)	(ケ)												新増設 年目
		(ア) + (イ) + (ウ) + (エ) + (オ)	(ア) + (イ) + (ウ) + (エ) + (オ)												(ア) + (イ) + (ウ) + (エ) + (オ)
		+ (カ) + (キ) + (ク) + (ケ) + (コ) + (サ)	+ (カ) + (キ) + (ク) + (ケ) + (コ) + (サ)												+ (カ) + (キ) + (ク) + (ケ) + (コ) + (サ)

記載上の注意

- 1 「直接従業者数」欄は、当該新設し、又は増設した施設又は設備のうち対象施設等に係る従業者の数を記載すること。
- 2 「間接従業者数」欄は、対象施設等の新(増)設に伴って雇用した従業者のうち、1に規定する従業者以外の従業者(事務員、守衛等)の数を記載すること。
- 3 「その他の従業者数」欄は、当該施設又は設備を新設し、又は増設した者が県内に有する事務所又は事業所の従業者のうち、1及び2に規定する従業者以外の従業者の数を記載すること。
- 4 「分割基準計算後の数(ア)～(カ)」欄は、次により算出した数値を記載すること。
 - (1) 事業年度(年)の末日現在における従業者数。ただし、次に掲げる場合はそれぞれの数値とし、ア及びイに該当する場合にはイにより、ア及びウ又はイ及びウに該当する場合にはウによること。

$$\text{ア 事業年度(年)の途中で対象施設等が新(増)設された場合の従業者数} \\ = \text{事業年度(年)の末日現在の従業者数} \times \frac{\text{新(増)設された日から事業年度(年)の末日までの月数}}{\text{事業年度(年)の月数}}$$

$$\text{イ 事業年度(年)の途中で新(増)設対象施設等が廃棄、売却等された場合の従業者数} \\ = \text{廃棄、売却等された月の前月末現在の従業者数} \times \frac{\text{廃棄、売却等された日までの月数}}{\text{事業年度(年)の月数}}$$
 - ウ 事業年度に属する各月の末日現在の従業者数のうち最も多い数が最も少ない数の2倍を超える場合の従業者数

$$= \frac{\text{事業年度(年)の各月の末日現在の従業員数を合計した数}}{\text{事業年度(年)の月数}}$$
 - (2) 上記計算において、1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。
 - (3) 月数の計算は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは切り上げる。
 - (4) 資本金の額又は出資金の額が1億円以上の製造業を行う法人の工場である事務所又は事業所にあつては、(1)により算出した数値に当該数値(当該数値が奇数である場合には、当該数値に1を加えた数値)の2分の1に相当する数値を加えた数値を記載すること。
 - 5 比率は、新(増)設のあった事業年度ごとに算出し、小数点以下第4位を四捨五入して記載すること。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の福島県特定復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例施行規則の規定に基づいて提出されている申請書は、それぞれ改正後の福島県特定復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例施行規則の規定に基づいて提出されている申請書とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に作成されている改正前の福島県特定復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例施行規則に定める様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

(税 務 課)